

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		乳児等通園支援事業等の廃止又は休止の承認
根拠法令及び条項		児童福祉法第34条の15第7項
所管部課係名		こども未来部保育課運営支援係
審査基準	関係条項	・児童福祉法施行規則第36条の37
	基準 (未設定の場合はその理由)	・児童福祉法施行規則第36条の37 法第36条の37 法第34条の15第7項の規定により、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。 (1) 廃止又は休止の理由 (2) 現に保育又は乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。）を受けている児童に対する措置 (3) 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 (4) 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 2 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和8年 月 日設定
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため。
	設定等年月日	令和 年 月 日設定